



狭山市議会へようこそ



狭山市議会事務局

目 次



市議会の役割	1
市議会議員とは	2
議長と副議長	3
市議会の開催・定例会・臨時会	4
会議の進行	5
委員会	6
議案審議の流れ	7
請願と陳情	8
傍聴のご案内	10
議会だより・インターネット配信 ・議場見学	11
議会棟レイアウト	12
議場レイアウト	13
議員名簿	14



市議会の役割

私たちの狭山市を、住みよい豊かな“まち”にするために、市民の代表として市民生活の向上に努めています。

市議会

市議会は、選挙で選ばれた議員によって構成される市民の代表機関です。

市議会では、条例(※)を制定したり、市のお金の使い方(予算)や使われ方(決算)をチェックするなど市政を進める上で大切なことを決めています。このため市議会は「議決機関」とも呼ばれています。

市議会と市長

市長も議員も同じように選挙で選ばれ、市民の代表として市政の運営を任されていますが、市長は、市議会の決定に基づいて具体的に仕事を行うという点で役割が違います。

両者は、お互いに独立し、また対等の立場で議論しあい、ともに良い市政を進めるために活動しています。

※国会が作る国のきまりを「法律」、地方議会が作る当該自治体のきまりを「条例」といいます。



市議会の構成

市議会議員は、選挙で選ばれます。
任期は4年間です。

市議会議員とは

市議会は、選挙で選ばれた議員で構成されています。

選挙で当選して議員になると、4年間が議員としての活動期間となります。

狭山市では、「狭山市議会の議員の定数を定める条例」で、議員の定数を22名と定めています。

★定数の変遷

昭和30年5月から…30名

平成11年5月から…27名

平成19年5月から…24名

平成23年5月から…22名

★現在の任期

令和5年5月1日から

令和9年4月30日まで

議長と副議長

議長は、市議会の代表者です。議場の秩序を保つこと、順序よく議事をすすめること、議会の事務を処理することなど、重要な役割を担っています。

副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときには、議長の代わりを務めます。

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。



三浦 和也 議長
(令和5年5月11日 就任)



笹本 英輔 副議長
(令和5年5月11日 就任)



市議会の開催

市議会には、定例会と臨時会があります。

市議会の開催

市議会は、市長が招集します。議会には、定例会と臨時会の二種類があり、狭山市では、定例会を3月、6月、9月、12月の年4回開催します。

臨時会は、必要に応じて開催します。

定例会

定例会は、条例により年4回定期的に開かれます。

臨時会

臨時会は、特に議会に提出する案件が生じたときなどに開かれます。



会議の進行

本会議

議案を審議し、議会の最終的な意思を決める会議を本会議といいます。ここで議員は、市長などに、議案に対する質疑や市政全般に対する一般質問のほか、意志表明(討論・採決)などを行います。

本会議に提出された議案は、まず本会議で質疑(議案質疑)が行われ、必要に応じて、担当の委員会へ付託され、より具体的な審査が行われます。

定例会の日程

(令和5年第2回定例会の場合)

- 6月1日…本会議・開会・議案説明
- 6月5日…本会議・議案質疑
- 6月6日…委員会・常任委員会
- 6月7日…委員会・常任委員会(採決)
- 6月9日…本会議・一般質問
- 6月12日…本会議・一般質問
- 6月13日…本会議・一般質問
- 6月19日…質疑・討論・採決・閉会

委員会

議案を付託された担当の委員会は、専門的な視点で審査を行い、その結果を本会議に報告します。

委員会は、議会が円滑に進むよう議会日程や運営について協議する議会運営委員会、常時設置されている常任委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

狭山市議会では、委員会も本会議と同様に傍聴できます。

議会運営委員会 定数 8 人

常任委員会

総務経済委員会 定数 8 人

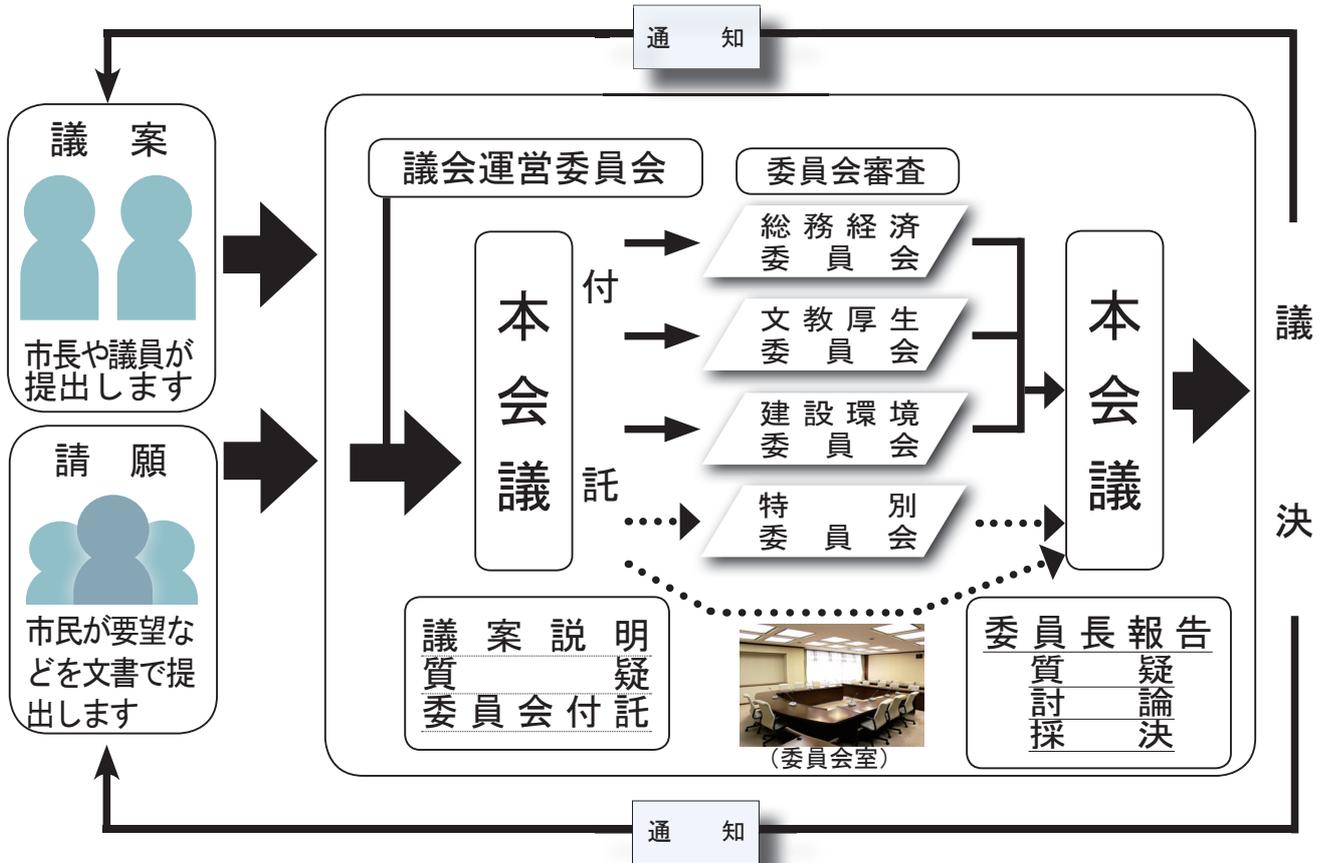
文教厚生委員会 定数 7 人

建設環境委員会 定数 7 人

特別委員会

基地対策特別委員会
定数 8 人

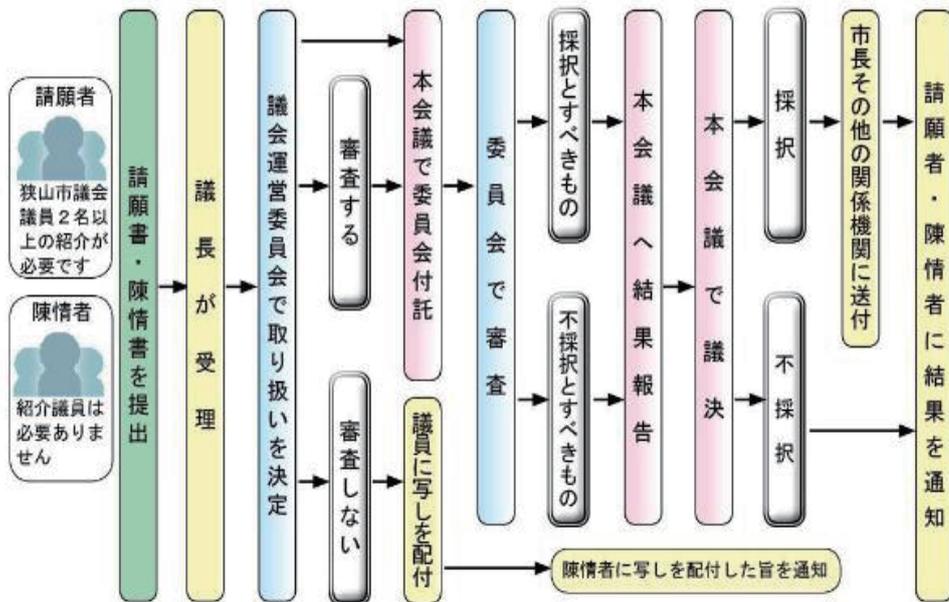
議案審議の流れ





請願と陳情

市民の皆さんが、市政に関することで、市議会に対して意見や要望を提出する制度として、請願と陳情があります。



請願

国民に認められた憲法上の権利の一つで、国や県や市に対して、意見や要望ができる制度です。

陳情

公の機関に対し、特定の事項について適当な措置を取ってもらうため、利害関係のあるものが、その実情を訴えることです。

請願・陳情の提出方法

- 1 件名、要旨及び理由を記載してください。
- 2 提出年月日、提出者の住所(法人の場合は所在地及び名称)を記載し、提出者(法人の場合は代表者)が署名または記名押印してください。
- 3 請願書には、その表紙に紹介議員(2名以上)の署名または記名押印が必要ですが、陳情には紹介議員は必要ありません。
- 4 内容の異なる請願・陳情(例えば、ごみの問題と道路の問題)は、別々に提出してください。
- 5 道路、河川、下水道など、場所に関するものは、案内図や略図などを必ず添付してください。
- 6 請願は、定例市議会前の議会運営委員会前日までに提出されたものを、当該定例会における担当の委員会で審査し、本会議で採決されます。陳情は、定例市議会最終日の前々日までに提出された場合、原則として、当該定例会で全議員に配布します。

請願書の様式(用紙はA4)

(表紙)

請願書	
件名	_____
紹介議員	○○○印
紹介議員	○○○印

(本文)

1 件名(内容を端的に表す件名)
2 請願の趣旨
要旨(請願の内容を簡単に書く)
理由(内容と理由を詳しく書く)
上記のとおり請願します。
令和○年○月○日
請願者 住所○○○○○○○
氏名○○○○ 印
ほか ○名
(宛先)狭山市議会議長 ○○○○

※署名した場合
押印は不要



議会の公開

🔲 傍聴のご案内

本会議は一般に公開されています。どなたでも傍聴することができます。

傍聴席は、一般席が58席、車いす席が4席あり、質問席のようすが見られるようにモニターを設置しています。傍聴を希望する方は、市役所4階の傍聴受付で、傍聴者名簿に住所・氏名・年齢を記入してください。事前に申請が必要ですが、手話通訳

や要約筆記もできます。

傍聴の際には、飲食、喫煙、会議の妨害行為の禁止など、守っていただく事項があります。詳しくは、傍聴席入口の「狭山市議会傍聴規則」をご覧ください。



◀ 車いすの方の傍聴席
4席

一般傍聴席 ▶
58席



❖ 議会だより

定例会終了後、年4回「議会だより」を発行しています。

また、狭山市公式ホームページでは、議会の会議録の検索、定例会の日程など、議会の情報を検索できます。

❖ 議場の見学

市内にお住いの方で、人数がまとまりましたら、ぜひ議場を見学してみませんか。事前に議会事務局までご連絡ください。

❖ インターネット配信

本会議の映像をライブ配信しています。パソコンやスマートフォンでご覧いただけます。録画配信も会議後のおおむね1週間後から録画配信します。



議場レイアウト

会計管理者 選管委員長 農業委員会 監査委員	事務局書記			事務局次長
	上下水道 部長	学校教育 部長	生涯学習 部長	教育長

事務局長	議長
------	----

演壇

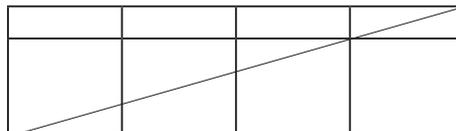
総務課長	福祉部 部長	こども 支援 部長	健康推進 部長	都市建設 部長	危機 管理監
市長	副市長	企画財政 部長	総務部長	市民部長	環境経済 部長

6	5	4
衣川千代子	大沢えみ子	橋本亜矢

質問席

3	2	1(副議長)
田中寿夫	丸橋ユキ	笹本英輔

12	11	10
菅野淳	豊泉正人	酒井英男



9	8	7
広山清志	船川秀子	関根弘樹

22(議長)	21	20
三浦和也	大島政教	金子広和

19	18	17	16
太田博希	町田昌弘	千葉良秋	福田 正

15	14	13
土方隆司	内藤光雄	加賀谷 勉

記者席

傍聴席

令和5年5月11日現在

議員名簿

議席番号順



議席番号 1
笹本英輔
柏原地区



議席番号 2
丸橋ユキ
入曽地区



議席番号 3
田中寿夫
入間川地区



議席番号 4
橋本亜矢
水富地区



議席番号 5
大沢えみ子
狭山台地区



議席番号 6
衣川千代子
新狭山地区



議席番号 7
関根弘樹
入間川地区



議席番号 8
船川秀子
入間川地区



議席番号 9
広山清志
水富地区



議席番号 10
酒井英男
入間川地区



議席番号 11
豊泉正人
堀兼地区



議席番号 12
菅野淳
入間川地区



議席番号 13
加賀谷 勉
狭山台地区



議席番号 14
内藤 光雄
柏原地区



議席番号 15
土方 隆司
堀兼地区



議席番号 16
福 田 正
水富地区



議席番号 17
千葉 良秋
堀兼地区



議席番号 18
町田 昌弘
入曽地区



議席番号 19
太田 博希
入間川地区



議席番号 20
金子 広和
入間川地区



議席番号 21
大島 政教
狭山台地区



議席番号 22
三浦 和也
入曽地区

令和5年5月11日現在



《市の花:つつじ》



《市の木:茶の木》



《市の鳥:おなが》

狭山市議会へようこそ

令和5年5月発行

編集・発行 狭山市議会事務局

狭山市入間川1丁目23番5号

電話 04-2968-6572

FAX 04-2955-2396



〈狭山市議会ホームページアドレス〉

<https://www.city.sayama.saitama.jp/gikai/>



バーコードの読み取りに対応した携帯電話で二次元コードを読み取ると簡単にアクセスできます